

第 5 号

(3 月 4 日)

令和6年 熊本県議会2月定例会会議録

第5号

令和6年3月4日(月曜日)

議事日程 第5号

令和6年3月4日(月曜日)午前10時開議

- 第1 各特別委員長報告 質疑
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件
- 第4 常任委員の改選
- 第5 議会運営委員の改選
- 第6 特別委員の所属変更及び選任の件

本日の会議に付した事件

議席の一部変更の件

- 日程第1 各特別委員長報告 質疑
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案(第80号) 質疑 討論 議決
- 知事提出議案の上程(第81号) 質疑 討論 議決
- 知事提出議案の上程(第82号) 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議長辞職の件
- 議長選挙の件
- 副議長辞職の件
- 副議長選挙の件
- 日程第4 常任委員の改選
- 日程第5 議会運営委員の改選

特別委員辞任の件

常任委員辞任の件

日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

出席議員氏名(48人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君

西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
高木健次君
高野洋介君
内野幸喜君
山口裕君
岩中伸司君
城下広作君
西聖一君
鎌田聡君
瀧上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川收君

欠席議員氏名（1人）

増永慎一郎君

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島郁夫君
副知事 田嶋徹君
知事公室長 内田清之君
総務部長 平井宏英君
企画振興部長 富永隼行君
理事 小金丸健君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府高隆君
健康福祉部長 沼川敦彦君

環境生活部長 小原雅之君
商工労働部長 三輪孝之君
観光戦略部長 原山明博君
農林水産部長 千田真寿君
土木部長 亀崎直隆君
会計管理者 野尾晴一朗君
企業局長 竹田尚史君
病院事業者 竹内信義君
教育長 白石伸一君
警察本部長 宮内彰久君
人事委員会
事務局長 西尾浩明君
監査委員 藤井一恵君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長
兼総務課長 村田竜二
議事課長 富田博英
審議員兼
議事課長補佐 濱田浩史

午前10時開議

○議長（瀧上陽一君） これより本日の会議を開きます。

議席の一部変更の件

○議長（瀧上陽一君） まず、お諮りいたします。

議員に所属会派の異動がありましたので、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧上陽一君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議席の一部変更の件を議題といたします。
お諮りいたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を議席に配付の議席表のとおり変更いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**淵上陽一君**） 御異議なしと認めます。よつて、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

〔議席表は巻頭に掲載〕

日程第1 各特別委員長報告

○議長（**淵上陽一君**） 次に、日程に従ひまして、日程第1、各特別委員会に調査を付託中の事件について、各特別委員長から調査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各特別委員会における調査の経過並びに結果について、各特別委員長の報告を求めます。

まず、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を求めます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 皆さん、おはようございます。

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行つてまいりました。

昨年11月には、台湾において、チャイナエアライン、スターラックス航空では、就航後の利用状況について情報収集を行うとともに、航空路線の利用促進について意見交換を行いました。

また、熊本から台湾へのアウトバウンド促進のため、三普旅行社と意見交換を行いました。

さらに、台湾交通部では、台湾の高速道路の整備状況について情報収集を行うとともに、現地調査を行つてまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、高速交通体系に関する件について、執行部から、高規格幹線道路の整備、航空路線の利用促進、熊本空港の運営の民間委託、空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、中九州横断道路について、有料道路になるのかどうか、県民に告知すべき時期に來ていると考えるが、いかがかとの質疑があり、執行部から、現在、建設期間の短縮などのメリットがある有料道路制度の活用を含め、国において最も有効な整備手法を検討中であるとの答弁がありました。

これに対し、委員から、早期開通のため有料道路の手法の検討を進め、早期に県民に示してほしいとの意見が出されました。

また、委員から、中九州横断道路の整備の見通しについて、県はどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、中九州横断道路の早期整備が必要であると考えている、県としても、合志インターチェンジからつながるバイパスなどの整備について、5年後の完成を目指すこととしており、加えて、中九州横断道路の整備加速化を図るため、用地の先行取得を行うなど、しっかり協力していくとの答弁がありました。

これに対し、委員から、国、県で協力して取り組んでほしいとの意見が出されました。

次に、委員から、国際線は観光利用を中心に順調に推移しているが、それでは途中で飽きられて搭乗率が下がる懸念がある、今後とも搭乗率を維

持するためには、リピーターや熊本からのアウトバウンドを増やす必要がある、今後の路線安定に向けた施策はあるかとの質疑があり、執行部から、現在就航先の魅力をPRするプロモーションに取り組んでおり、来年度も継続してアウトバウンドの需要喚起にしっかりと取り組むとの答弁がありました。

また、委員から、台湾線の便数が増えれば、台湾を経由して海外に行くなど国際線利用の考え方を変える必要があるが、県ではどのような議論を行っているのかとの質疑があり、執行部から、台湾線で多くの便が就航する中、桃園国際空港経由による海外とのネットワーク戦略を考えていく必要がある、旅行会社では、既に桃園国際空港を経由したアメリカ旅行プランも展開しており、そのような状況を踏まえ、しっかりと考えていくとの答弁がありました。

次に、委員から、物流の2024年問題を受けて、熊本空港の物流機能を促進するため、付加価値の高い商品を早く安く輸送するルートの開発は行っているかとの質疑があり、執行部から、熊本空港がどのような強みを発揮できるのか検討しながら、航空物流の可能性を探っていくとの答弁がありました。

これに対し、委員から、2024年問題でトラック輸送が混乱する中、航空物流がどのように担っていくのかについて研究し、しっかりと取り組んでほしいとの意見が出されました。

また、委員から、熊本空港では国際貨物輸送の実証事業を行っているが、どのような商品をどの程度扱っているのかとの質疑があり、執行部から、令和4年度と令和5年度の実証事業では、主に半導体を少量試験的に扱ったとの答弁がありました。

これに対し、委員から、県内の水産物を扱う方

々から海外に輸出したいとの要望もあるので、これらの方々に寄り添いながら進めてほしいとの意見が出されました。

次に、委員から、熊本空港のそらよかエリアでは、新たな店舗が展開される予定であるが、熊本の特産品を空港で提供したいとの声も多い、今後県産品を販売するためのアイデアなどはあるかとの質疑があり、執行部から、そらよかエリアでは、レストランはもとより、空港広場での特産品販売も可能となる、待合エリア、そらよかエリアなどを総合的に活用し、県民、国内外の方が熊本を楽しめるよう、航空運営会社と連携し、対応していくとの答弁がありました。

これに対し、委員から、テナント料が高く、出店したくてもできないという声も聞く、県が支援できないか検討してほしいとの意見がありました。

次に、委員から、空港アクセス鉄道の環境アセスメントに関する配慮書について、住民からどのような意見があったのか、また、整備ルートはいつ頃公表されるのかとの質疑があり、執行部から、鉄道構造物の設置による農地への日照被害を懸念する意見があった、住民意見も踏まえ、今後の対応を検討していく、また、整備ルートについては、線形だけでなく、事業費や需要予測、収支計画などを総合的に示すことが重要であり、令和6年度末をめどに示したいとの答弁がありました。

そして、熊本都市圏交通に関する件では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明がありました。

これに対し、委員から、都市交通マスタープランについて、10年前のパーソントリップ調査に基づき計画された事業に現在どのように取り組んでいるのか、また、今回のパーソントリップ調査の

結果をどう活用していくのかとの質疑があり、執行部から、前回の調査を受けて、都市交通マスタープランを策定し、その後、この実行計画である都市交通戦略を策定しており、この戦略について、毎年進捗管理を行うとともに、定期的に見直しを行いながら事業を進めている、今回の調査の結果については、今後の交通計画の策定に用いるほか、交差点改良やバイパス整備にも活用していくとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、海の再生及び環境対策特別委員長の報告を求めます。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 海の再生及び環境対策特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件並びに再生可能エネルギー導入促進に関する件について、本年度におきましては、委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年10月には、宮城県において、森づくり活動の取組、岩手県において、カキやワカメ養殖の研

究及び実験プラントを調査するとともに、岩手県において、民間事業者による木質バイオマス熱エネルギーの取組について調査を行い、また、青森県において、民間事業者による太陽光発電でのスマート水素ステーション事業の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、下水処理場における栄養塩類の季別運転の取組について、熊本市や荒尾市は実施しているが、八代海の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、熊本市や荒尾市は、ノリ養殖の関係上、地元の要望を受けて実施している、生物を豊かにするためには栄養塩が必要となるが、八代海では、夏場の魚類養殖への赤潮被害もあるため、バランスが重要となるとの答弁がありました。

関連して、委員から、兵庫県における栄養塩管理に係る視察結果について、兵庫県の取組を参考にしながら、季別運転等の取組を関係部局が連携して対応してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、今年はこれまでに例がない3種類の赤潮が同時に発生したが、海藻により赤潮を抑制することができないかとの質疑があり、執行部から、海藻には水質浄化機能があり、また、表面に付着する微生物が有害プランクトンを寄せつけない効果があるという情報もあることから、間接的に赤潮抑制となるとの答弁がありました。

次に、委員から、八代海湾奥部の干潟再生について、環境省に出向き説明をした際の反応についての質疑があり、執行部から、国も、改めて課題

が多い干潟であることを再認識されたとの答弁がありました。

さらに、国に対し、調査の繰り返しではなく、具体的な再生の手法を示すよう話はできないかとの質疑があり、執行部から、委員会の議論も含め、国としっかりと協議していくとの答弁がありました。

次に、委員から、漂流ごみや漂着ごみの回収は以前と比べてどうかとの質疑があり、執行部から、漂流・漂着ごみの量は、風水害の影響によるところが大きく、梅雨期の豪雨や台風等で突出して増えているが、近年は、災害を除けば、おおむね一定の量に収まっているとの答弁がありました。

次に、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、本県は、国に先駆けて2050年ゼロカーボン宣言されたが、国に先駆けた取組はあるのかとの質疑があり、執行部から、くまもとゼロカーボン行動ブックによる啓発は、行動、効果、経済的メリットを示しており、国からも全国的に事例がないと聞いているとの答弁がありました。

次に、委員から、高純度BDFの活用について、価格と安全などの面から活用は厳しいと聞くと、これまでに公共事業などの利用実績はあるかとの質疑があり、執行部から、荒瀬ダム撤去の際のトンネルの埋め戻し工事や宇土市役所の解体工事、TSMCの地盤改良工事などの事例はあるが、裾野が広がっている状況ではない、建設現場における脱炭素化に取り組む工事について、インセンティブに関し、建設業協会と意見交換を行いながら、検討を進めていくとの答弁がありました。

次に、再生可能エネルギー導入促進に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、水素エネルギーの普及について、県庁のFCV（燃料電池自動車）の水素ステーションの撤去は後退するイメージが強い、民間と連携し、県北、県南、県央に水素ステーションを設置すべきではないかとの質疑があり、執行部から、2か所目の商用水素ステーションの整備を含め、九州・山口各県をはじめ、関係機関と連携して、FCV及び水素ステーションの普及に取り組んでいくとの答弁がありました。

また、委員から、余剰電力の活用については、どこへでも運べる水素でためるということを検討してもらいたい、さらに、水素エネルギーの活用について、県でも率先して取り組んでいただきたいとの要望がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。海の再生及び環境対策特別委員長の報告を終わります。

○議長（淵上陽一君） 最後に、地域活力創生特別委員長の報告を求めます。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 地域活力創生特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、デジタル田園都市国家構想に関す

る件及びT SMC進出に係る県内波及効果に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、千葉県において、デジタル技術で様々な課題解決を図るスマートシティの取組を、また、東京都では、NPO法人による移住、定住支援や民間企業による空き家再生等の取組を調査し、あわせて、T SMC進出に関連し、台湾の駐日代表機関と日台交流について意見交換し、さらに、静岡県において、外国人との共生を進める公益財団法人の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、デジタル田園都市国家構想に関する件であります。

D X関係、移住、定住関係の施策を中心に審議を進めました。

D X関係については、各定例会を通して、執行部から、県のデジタル化、D X関連施策の状況、産学行政の連携、市町村D Xの支援などについて説明があり、移住、定住関係では、移住定住推進本部の協議の状況、移住、定住の推進に向けた各施策の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、D Xに関して、デジタルの力で県民生活をよくするには、県庁の組織風土を大きく変える必要がある、デジタル戦略局のこれまでの取組において、成果と課題は何かとの質疑があり、執行部から、成果としては、デジタル化、D Xの問題を横串で捉え、全庁展開する体制が整い、様々な面でデジタル化を考える機運が上がったこと、課題は、新しい技術について、住民サービスや庁内業務において、さらなる活用を進める必要があることとの答弁がありました。

次に、委員から、D X公募型実証事業で得られた成果物等は、実施企業だけでなく、広く他の企業等も活用できるのかとの質疑があり、執行部から、事業の成果等は横展開を図っていく想定である、どこまで活用可能か、事業者との協議を行いながら、できる限り活用できるようにしたいとの答弁がありました。

次に、委員から、民間企業と市町村との連携により、新たな事業が立ち上がった事例やサテライトオフィスの誘致などにつながった事例はあるのかとの質疑があり、執行部から、スタートアップ、ベンチャー企業において、市町村と連携が始まっている、くまもとD X推進コンソーシアムにおいて、県内外の企業の参画を進めながら、県内へ活力を呼び込んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住、定住関係について、熊本への移住者が増えているが、どのような理由で選ばれているのかとの質疑があり、執行部から、アンケートによると、移住者は、Uターンや九州出身者、配偶者の出身地が熊本であるなど、熊本と何か関わりを持った方が多く、移住、定住については、関係人口の拡大が重要と考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、高校卒業生への情報発信事業とラブくまプロジェクトは、いずれもSNSで情報発信するツールだが、両者の違いはどういった点なのかとの質疑があり、執行部から、高校卒業生への情報発信事業では、進学や就職等で県外に転出した方に、将来的に熊本に戻ってきていただけるよう、ラブくまプロジェクトと重複するような地域情報だけでなく、就職情報なども届けることとしている、両方を使い分けながら情報発信し、県外に出ている方も、本県とのつながりを維持していただけるよう取り組みたいとの答弁があ

りました。

次に、T S M C進出に係る県内波及効果に関する件であります。

各定例会を通じて、執行部から、T S M C進出に伴う対応状況、企業誘致等の状況、半導体関連を含む人材育成、確保、台湾からの誘客、交流の推進、新大空港構想の策定について説明があり、審議を行いました。

これに対し、委員から、T S M C出向者の子供約150名の就学を、公立学校、ルーテル学院高校、熊本インターナショナルスクールで受け入れているが、内訳はどうなっているか、また、公立学校は無償で私立学校は有償ということかとの質疑があり、執行部から、大まかには熊本インターナショナルスクールにて多くを受け入れられており、費用については、通常の児童生徒と同様の取扱いと聞いているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、公立学校の環境がより整備されれば、公立を希望する方も増えると思うので、御家族の意向を反映できる体制をつくっておくことが大事だとの意見がありました。

次に、委員から、県北は企業集積が進むが、県南は距離的ハンデがある上に、市町村、特に郡部の町村では、誘致が未定の段階での工業団地整備が困難な事情もあるので、基礎調査に限らず、土地取得に関しても一定の支援は考えられないかとの質疑があり、執行部から、道路などハード整備が進めば、距離的ハンデも小さくなると考える、市町村工業団地については、その隣接地に県の工業団地を整備し、連携を図ることも考えられるので、市町村と連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、企業が求める人材のレベルは様々で、研究者を求める企業や製造活動に従事する技術者を求める企業など多岐にわたる、そのよ

うな人材ニーズに対して、人材を育成する教育機関は、レベルに応じた育成ができているのかとの質疑があり、執行部から、熊本県半導体人材育成会議において、大学、高等専門学校、県立技術短期大学校などの教育機関等と情報交換を行っており、企業が求める人材を輩出できるよう対応している、また、企業が、採用後、研修や民間のトレーニングセンターで対応される部分もあるとの答弁がありました。

次に、委員から、策定中の新大空港構想は、これまでの大空港構想とどのような点が違うのかとの質疑があり、執行部から、空港周辺にT S M Cをはじめ半導体企業の集積が見込まれるため、そのような産業、暮らしといったまちづくりの部分をしっかり盛り込んでいかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、この構想が基本となり、周辺も変わる、空港利用者や県民も含めた広い視野でつくっていただきたいとの意見がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査する必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。地域活力創生特別委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 以上で各特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 質疑なしと認めます。

日程第2 各常任委員長報告

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、去る2月19日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第79号までについて、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係8議案及び条例等関係8議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度2月補正予算は、健康福祉部関係では、通常分として、介護給付費等の扶助費や災害救助費の所要見込額の減額等、新型コロナウイルス対策分として、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保に係る空床補償の所要見込額の減額等、合わせて347億6,100万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,975億6,400万円余であります。

病院局関係では、収益的収支において、職員給与費の執行見込み減による減額等、1億3,500万円余の減額補正、資本的収支において、財源更正による収入の900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて19億9,800万円余であります。

あわせて、繰越明許費の変更及び債務負担

行為の設定等であります。

次に、令和6年度当初予算は、骨格予算として編成されており、義務的経費や継続事業に要する経費等で、健康福祉部の予算総額は3,581億7,900万円余であります。

また、病院局の予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて20億4,300万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の改正について外7議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、性被害防止対策支援事業について、事業内容はどういうものか、また、児童養護施設の職員による入所児童への性的虐待の事案が発生しているが、県では性的虐待防止のための対策は取っているのかとの質疑があり、執行部から、この事業は、1施設当たり10万円を補助するもので、子供が着替えをするときのプライバシーを保護するためのパーティションや簡易更衣室、保護者が心配しないように指導の様子を記録できるポータブルカメラ等がその助成対象となる、また、保育所、児童養護施設等に対しては、職員による性的虐待の防止に係る指導を徹底するよう通知しているとの答弁がありました。

次に、委員から、地域包括ケアシステム構築加速化事業について、地域包括ケアは、市町村によって医療・介護資源に差があり、その構築に温度差があると聞いている、特に、医療・介護資源が不十分な市町村については、他の市町村との連携が必要となってくると思うが、県内の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、地域

包括ケアの進捗は、市町村の規模やその資源の状況によって異なると認識している、市町村の枠を超えての連携については、介護分は、もともと市町村単位が基本なので進んでいないが、医療分野は、同じ二次医療圏域で連携が進んでいるところもあり、また、リハビリテーション分野も同様に、市町村の枠を超えての連携が進んでいる、市町村がどの程度やる気を持って包括ケアを進めるかによるところがあるので、今後とも、県としては伴走型で支援していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、周産期医療対策事業について、熊本大学から八代の熊本労災病院への産科医の派遣ができなくなり、同病院では、本年1月末に産科を休止した、これにより、八代地域だけではなく、人吉・球磨地域のハイリスク妊産婦の受入れができず、熊本市内へ搬送することとなり、地元住民から不安の声が上がっているが、県南の周産期医療体制について、県としてどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、熊本労災病院では、当初、本年3月末で産科を休止する予定だったが、1月末に前倒しとなったため、2月以降のハイリスク産婦の受入れ体制について協議を行ってきた、その結果、これまで熊本労災病院で受け入れてきた妊産婦については、熊本総合病院が中心となって受け入れ、関係機関が連携していく体制を取ることで協議が調い、その協議には八代市や氷川町も参加しており、地元住民への周知について依頼を行ったところ、今後の対策については、産科医、新生児科医等確保事業により、新たな産科医確保の取組を行うこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、福祉人材緊急確保事業について、今、介護人材が不足し、募集しても応募がないので、専門学校や大学も学生募集の見直しを検

討していると聞く、このままでは介護人材の確保はなかなか難しいので、もう少し抜本的な対応策を考える必要があると思うが、県としてどのように対応するのかとの質疑があり、執行部から、介護人材の確保については、県としても喫緊の課題と認識し、現在、20ほどの介護人材確保に係る事業を行っているが、なかなか厳しい状況にある、ただ、令和4年度は県内の介護職員が若干増えているので、引き続き、事業所が独自に人材確保に取り組む事業への補助拡充や外国人の受入れ支援など様々な事業に取り組み、介護人材を確保していくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(洲上陽一君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係16議案及び条例等関係3議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度2月補正予算は、環境生活部関係では、一般会計で、産業廃棄物税金基金積立金の増額等、水俣病総合対策費等扶助費の

所要見込額の減額等で、総額4億9,100万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて177億7,100万円余であります。

商工労働部関係では、一般会計で、なりわい再建支援事業に要する経費の増額等、企業立地促進費補助の所要見込額の減額等で、総額4億9,700万円余の増額補正であり、特別会計で、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の所要見込額の減額等で、総額13億2,900万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて834億600万円余であります。

観光戦略部関係では、物価高騰の影響を受ける観光地等への支援に要する経費の増額等、事業の執行見込みの精査に伴う減額等で、総額5億7,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、45億1,600万円余であります。

企業局関係では、新規工業用水道事業に要する費用の増額等、緑川発電所水路工作物設計委託費の減額等で、総額7億1,900万円余の増額補正であり、補正後の電気、工業用水道、有料駐車場の3事業の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて72億4,300万円余であります。

労働委員会関係では、職員給与費の増額、委員報酬の所要見込額の減額で、総額66万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、1億1,300万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

次に、令和6年度当初予算は、企業局を除いて骨格予算のため、人件費等の義務的経費や年度当初から事業に着手する必要のある経費等で、一般会計、特別会計合わせて、環境生活部関係では総額172億9,800万円余、商工労働部関係では総額706億600万円余であります。また、観光戦略部

関係では総額27億5,600万円余、企業局関係では総額72億5,100万円余、労働委員会関係では総額1億1,200万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について外2議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、スマート水素ステーション撤去事業について、県庁敷地内の水素ステーションは、クリーンエネルギー活用に係る熊本県の象徴的な存在であったが、いつ撤去するのかとの質疑があり、執行部から、令和6年5月末に耐用年数を迎えるので、それ以降撤去するとの答弁がありました。

さらに、委員から、これからは、太陽光や風力からつくるCO₂が発生しないグリーン水素のような将来のエネルギーを熊本から発信してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業について、奨学金の返還で苦しいという声をよく聞く、参加企業の数、サポートを受けている人の数及び奨学金返還支援基金の残高はどれくらいかとの質疑があり、執行部から、学生の就職年度によって異なるが、令和5年度就職者向け参加企業には117社が登録し、114人に対して約2,500万円支援している、基金の残高は、令和5年12月時点で約2億8,000万円であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業は、学生にとって魅力的である、学生が活用することによって将来の選択肢が広がると思うので、いろいろな機会に周知してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、半導体関連企業の集積に伴う規制外の化学物質、有機フッ素化合物のモニタリング事業について、有機フッ素化合物の水質調査はいつ頃実施するのか、また、調査結果は公表するのかとの質疑があり、執行部から、有機フッ素化合物の水質調査は今年の夏頃に開始し、調査結果は令和6年度内に報告する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県の海外事務所の運営に要する経費について、派遣される職員の給料は円払いだと思うが、最近の円安の状況にどのように対応しているのかとの質疑があり、執行部から、海外事務所の運営については、円安の影響により厳しい状況にあり、今年度も一部経費を補填したところである、職員の給料等についても、現場の職員が生活の不安を抱えないよう、人事課と協議しているとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMC工場の稼働前後の環境の変化を確認し、検証を進め、正確な情報発信を行うとのことだが、どのように発信するのかとの質疑があり、執行部から、県が設置する環境モニタリング委員会に熊本市、菊陽町の職員も参画しており、熊本市、菊陽町等地元自治体と連携して監視等を行い、行政として一緒に情報発信に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、TSMCだけでなく、関連企業についても対応しているのかとの質疑があり、執行部から、TSMCのような大規模な工場ではなくても、有害物質を使用する事業場については、毎年、立入りによる井戸水の検査、排水の検査を行っている、特に企業の数が増えている菊池地域については、保健所と連携して現場の監視を徹底していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員

賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(洲上陽一君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係7議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の令和5年度2月補正予算は、国の経済対策への対応分として、産地の強化や担い手確保に必要な施設、機械導入への支援や2024年物流問題への対応に要する経費等、総額51億3,700万円余の増額補正と、通常分として、国庫補助金や事業費の確定等に伴う一般会計、特別会計合わせて97億1,300万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて842億1,500万円余であります。

あわせて、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の設定等であります。

次に、令和6年度当初予算は、骨格予算として編成されており、人件費等の義務的経費のほか、熊本地震、令和2年7月豪雨からの復旧、復興や家畜伝染病の蔓延防止対策等、年度当初から事業

に着手する必要がある経費を中心に、一般会計、特別会計合わせて523億1,900万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本県農産物輸送効率加速化緊急支援事業について、2024年問題に対してしっかりと取り組まれていると思うが、これまでのJ Aと運送会社との商慣習の見直しは大変難しい問題である、両者間の取引の今後の具体的な進め方についてどのように考えているのか、また、荷物の積卸し時間の短縮に有効なパレットを使用した遠距離輸送がうまくいっていないということであるが、その進捗はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、これまでトラックドライバーが荷物の積卸し作業等をサービスで行うなど、従来の商慣習の中で行われていたことについて、2024年輸送問題を受けて、運送事業者において現状を見直そうとする動きもある、県としては、今後、本事業を活用し、J Aと連携を図りながら、産地と運送会社の話し合いが進められる環境整備に努めていきたい、また、パレットを使用した輸送については、輸送の効率化には欠かせないものであり、首都圏等市場でのパレット化の推進に向けても国に要望していくとともに、J Aに対しても、セミナー等を通じて理解を求めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、輸送効率化については、本県はモデル的に取り組んでいると認識しており、大規模消費地への輸送供給基地としての役割を果たせるよう、引き続き、荷待ち時間の短縮や輸送

のパレット化推進等について、しっかりと対応をしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、社員食堂における県産食材活用緊急支援事業について、J A S M等半導体関連会社の社員食堂の運営体制は把握しているか、また、これらへの食材導入はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、直営や関連会社へ委託するなど企業ごとに社員食堂の運営方法は異なっており、J A S Mについては、コンビニや社員食堂が24時間営業され、従業員はこれらを利用していると聞いている、社員食堂への食材供給については、県が社員食堂を運営している法人と県内生産者団体等とのマッチングの場を設け、県産食材の供給を進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、農業者からは、県産品を使ってほしいという要望があるので、マッチングなど県の取組を農業者へアピールするとともに、社員食堂においてどのような食材がどのように使われているのか、企業側から情報発信していただくよう働きかけてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、施設園芸産地緊急発展事業について、園芸ハウスの新規建設は困難という話を農家から多く聞く中で、本事業での園芸ハウスの移設、補修、補強の支援はありがたい制度である、これまでは補助対象とならなかった事業があったと思うが、本事業の補助対象者についてはどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、これまでも中古ハウスの移設や修繕等が対象となる事業はあったが、補助対象事業主体を組合等で取り組むという3戸要件を付していたため、事業に取り組めないとの声が上がっていた、そのため、本事業は、担い手であれば個人でも取り組めるように改正を行ったとの答弁がありました。

次に、委員から、みどりの食料システム戦略緊急支援事業について、有機農業への支援を行うということであるが、学校給食の無償化と併せて、全国的な流れとなっている有機農産物の給食への活用と本事業との関わりはどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、本事業は、有機農産物の生産だけではなく、流通面や商品面への支援も対象となっており、有機農産物の学校給食への提供についても、一部の県内自治体で既に実施されている、この取組は生徒からも好評を得ており、食材を同じ規格で定量をそろえるなどのハードルは高いが、今後は全国的に増えていくものと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、農業研究センターでは、様々な研究、取組が行われ、良質な品種の開発や農業技術の開発がなされている、近年開発された新品种のミカン「ゆうばれ」は、とても食味が良く、期待が持てる品種で、このような品種が開発されたら、生産、流通させ、農家の所得向上につなげてほしい、また、気象条件が劇的に変化する中で、気象の変化にも対応できる品種の開発をしっかりと行ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長（淵上陽一君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係9議案、条例等関係10議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の令和5年度2月補正予算は、国の補正予算への対応に伴う国直轄事業負担金の増による増額、国庫内示等による事業費確定に伴う減額など、総額83億7,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,601億200万円余であります。

あわせて、繰越明許費の変更及び債務負担行為の追加等であります。

次に、令和6年度当初予算は、骨格予算のため、人件費などの義務的経費や継続的に取り組む必要がある経費として、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興に要する経費などを中心に、一般会計、特別会計等合わせて687億5,500万円余となっております。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外9議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、TSMCの新工場が開所したが、それに伴う道路や下水施設の整備について、進捗状況はいかがか、また、県の試算では、今後10年間で1,140億円の事業費を見込んでおり、初年度は国費ベースで30億円ということであるが、

今後、工事に着手すれば、さらに多くの予算が必要になってくることが想定される、今後の見込みはどうかとの質疑があり、執行部から、別枠による新たな交付金が創設され、5年先、10年先を見据えた計画的な整備が可能となり、大津植木線の多車線化、立体交差化、合志インターチェンジアクセス道路については、5年後の完成を目標として最優先で取り組んでいる、また、新たな下水処理場の整備についても、場所の選定と同時に、次に実施する調査、測量のための予算も計上し、全力で取組を進めている、今後の予算については、現時点での見通しに基づく年次計画を立てているが、今後、機動的かつ柔軟に計画を修正しながら、しっかりと対応していきたいと考えている、まずは、公共事業の基盤整備を進めるに当たり、大前提となる用地取得を着実に進め、大津植木線の多車線化等の5年後の完成を目標に、全力で取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、非常に大きなプロジェクトであり、しっかりと支援していくので、加速度的に取組を進めてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、TSMC関連の道路整備の事業化により、令和5年度は各振興局の予算の一部が縮小されたと思うが、別枠による国の交付金の創設により、来年度の各振興局の予算は元の通常規模に戻るかとの質疑があり、執行部から、今回別枠による新たな交付金が創設されたところであり、各振興局において重点的に進めなければならない道路整備などにしっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、建設産業支援事業に関連して、来年度の県庁の土木技術職員の採用状況は厳しいとのことであるが、TSMCの影響もあり、土木関係の仕事は続いていくと思われる、現在、民間のコンサルタント会社に県の業務の支援をし

てもらっているが、今後は、民間に頼るのではなく、県職員を育てていくように転換していく必要があると考えるが、今後の県の方針はどうかとの質疑があり、執行部から、突発的な災害に対応するためにも、現在は民間の力を借りているが、職員の中で技術力を引き継いでいくことが本来の姿だと思っている、土木部職員は、一人一人がリクルーターとなって職員確保に取り組むこととしており、今が正念場であり、人的資源の確保も含めて、職員の育成、技術力の向上等に、立ち止まることなく前に進んでいきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、建設産業の人材育成について、建設業は資格がないと業務ができず、技術職員がなかなか試験に合格しないと聞いているが、資格試験に合格できるよう、研修などの支援を行っているのかとの質疑があり、執行部から、建設技術センターで資格取得につながるような研修を行っており、多くの企業でも資格取得の促進に取り組まれている、今後も、業界と行政が一緒になり、資格取得が進むよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、がけ地近接等危険住宅移転事業費について、利用が少ない状況であるが、住民任せの申請主義ではなく、ここは危険な場所であると専門家が助言して、移転を誘導していくことも考えておく必要がある、危険箇所を避けることが命や財産を守ることになるので、この事業について、さらに周知徹底を図ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、崖地からの移転について、建築費も高騰しているため、助成金の増額を検討してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員

賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（淵上陽一君） 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

末松直洋君。

〔末松直洋君登壇〕

○末松直洋君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係3議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度2月補正予算は、教育委員会関係では、通常分として、今後の執行見込みの精査による所要見込額の減額、国の補正予算対応分として、公立学校情報機器整備基金の積立てやICTを活用した探求的な学びを強化する高等学校等の環境整備に要する経費の増額など、合わせて5,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,291億8,000万円余であります。

警察本部関係では、今後の執行見込みの精査による所要見込額の減額、国の補正予算への対応に伴う増額など、合わせて3億9,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、412億9,600万円余であります。

あわせて、繰越明許費の変更及び債務負担行為の追加等であります。

次に、令和6年度当初予算は、骨格予算のため、人件費等の義務的経費や年度当初から事業に着手する必要のある経費等で、教育委員会関係では、一般会計、特別会計合わせて、総額1,323億1,000万円余、警察本部関係では、総額421億3,600万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について外2議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、多様な学びの場整備事業等について、特別支援教育においては、特に教員の専門性向上が重要であり、保護者からの要望も多いと思うが、今後そうしたことにどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、特別支援学校等の全教員約1,200人を対象とした指導力向上研修や各特別支援学校におけるスキルアップ研修を実施しているほか、今後、通常学級の教員を対象とした特別支援教育に係る指導力向上研修の実施も計画しているとの答弁がありました。

次に、委員から、教員不足解消緊急対策事業について、本事業はいつから実施しているのか、また、これまでの取組の成果はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、本事業については、令和4年度から戦略的かつ計画的に取り組んでおり、このときに実施したペーパーティーチャー講習会の受講者178人中18人が実際に教壇に立つなど一定の成果が出ている、こうした人材の掘り起こしの取組も含め、今後も、教員不足解消に向けて、できることは全てやっていくという姿勢で取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後、教員の確保に当たっ

ては、教職の魅力発信だけでなく、教職に対する様々な不安を取り除くことが重要であるため、そのような不安解消に向けた取組の推進やその情報発信も併せてお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、最近では、社会全体で、電話で「お金」詐欺を防止する機運が高まってきていると感じるが、このような犯罪を未然に防止するために、県警として最も重視している点は何かとの質疑があり、執行部から、当該犯罪の手口により様々な対応が考えられるが、まずは電話を受けさせないということに重点的に取り組んでいる、また、一つの犯罪グループの被害者が全国にまたがっていることから、警察庁の方針の下、全国の警察との連携も強化しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、電話で「お金」詐欺防止のための総合対策事業で実施予定の防犯機能付電話機等の購入支援について、どれぐらいの台数を見込んでいるのか、また、その支援制度に係る周知にどのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、購入を支援する電話機等の数は約5,000台を見込んでおり、加えて、電話機設置に係る相談窓口の設置や支援員の派遣、本事業のテレビCM等での周知にも積極的に取り組んでいくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し

上げまして、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係7議案及び条例等関係8議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度一般会計2月補正予算は、国の経済対策への対応等に伴う増額、今後の事業執行見込みの精査等による減額で、これらを合わせると312億3,900万余の減額補正であります。

この結果、補正後の令和5年度一般会計の予算総額は、9,733億2,900万余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定等及び繰越明許費の追加等であります。

次に、令和6年度当初予算は、知事の改選期を迎えることから、人件費などの義務的経費や年度当初から事業に着手する必要がある経費を中心とする骨格予算としての編成であります。

この結果、令和6年度一般会計当初予算の規模は、7,707億4,800万余であり、令和5年度一般会計当初予算と比べ、1,428億4,100万余、率にして15.6%の減であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について外7議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、人事管理費の退職手当について、定年引上げに伴い、定年前に退職する知事部局職員が当初見込んだ人数より増加したとのことだが、当初の見込みからどれくらい増えたのか、また、職員確保の観点から、定年前に早期退職する理由について把握しておく必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、令和4年10月の調査で43人を見込んでいたが、令和5年10月に改めて調査したところ、92名であった、これは、定年引上げ後も制度として残る短時間勤務での再任用を選択する者が一定数いるなど、多様な働き方が浸透してきたことによるものと認識しているとの答弁がありました。

次に、委員から、地方公共交通バス対策事業について、全国的にも運転士不足で住民の足にも影響が出ているが、事業の内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、県内でも、公共交通の担い手の減少に伴い、路線の縮小や減便が発生している状況であり、そうした人材不足に対し、大型2種免許の取得費用の補助、人材を採用する事業者への補助及び運転士の処遇改善として、休憩所や女性用施設の設置、改修などを行う事業者への補助を行うもので、いずれも国の燃料対策に係る重点支援交付金を活用することとしており、交通事業者に幅広く活用していただきたいと考えているとの答弁がありました。

関連して、委員から、運転士不足の解消においては、利用者の多い都市部だけでなく、地方の既存路線の維持にも目を向けるよう事業者に要望できないかとの質疑があり、執行部から、都市部以外の路線については、これまでも、住民の交通手

段の確保の観点から、市町村と一体となったコミュニティ交通の推進などにも取り組んでいる、また、バス事業者5社で構成する共同経営推進室には県及び熊本市も参画しており、今後とも、地方路線も含めた目配りの下、全体最適化を目指す取組をしっかりと支援していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、防災センター開所後の受入れ状況や提供している学習内容について教えてほしい、また、先日の能登半島地震でも注目された災害関連死を防ぐための対策について、防災センターではどのように取り組んでいるかとの質疑があり、執行部から、防災センター展示・学習室には、令和5年5月17日のオープンから本年1月末までに1万316人の方が来所している、展示・学習室を案内する運営員3人が来所者のニーズに応じて説明を行い、その中で、ワークショップや防災講話を含めた研修等も行っている、また、災害関連死を防ぐための取組については、防災センターの展示・学習室において、被災後の自助、共助の取組や、避難所や家庭で必要となる備蓄品の準備等の重要性について啓発に努めているとの答弁がありました。

次に、委員から、移住定住加速化事業について、これまでの移住、定住の取組の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、移住、定住の推進については、推進本部を庁内に設置して、全庁的に取り組んでいる、移住の相談件数は、令和元年度の約1,300件から令和4年度は2,993件と大幅に増えており、今年度も昨年度を上回るペースで相談件数が推移しているなど、都市部での本県への移住に対する認識は高まってきていると認識している、また、移住者についても、令和2年度の約1,600人から令和3年度は2,000人を超え、令和4年度も2,300人余りと着実に増えている、今後も

必要な事業にしっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、移住、定住を加速するためには、空き家バンクへの登録を増やすことも必要である、住宅の耐震化だけでなく、省エネ改修や高齢者のための住宅改修も含めて、公費を支出して改修が行われた後、空き家になっている住宅を空き家バンクの登録につなげてほしいが、どう考えるかとの質疑があり、執行部から、現在、県内の40余りの市町村が個別に設けている空き家バンクに加え、県でも、令和5年4月から空き家バンクプラットフォームをスタートしている、引き続き、空き家バンクの運営と登録件数の増加について、庁内関係課や市町村とも連携しながら、しっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第1号から第19号まで、第21号から第64号まで及び第66号から第79号までを

一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外76件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第65号を採決いたします。

この際、議案第65号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく高野洋介君の退場を求めます。

〔高野洋介君退場〕

○議長(淵上陽一君) ただいまの農林水産常任委員長の報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり可決いたしました。

高野洋介君の入場を求めます。

〔高野洋介君入場〕

○議長(淵上陽一君) 次に、議案第20号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。

各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第80号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

去る2月19日の会議において提出されました知事提出議案第80号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第80号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第80号を議題といたします。

第80号 収用委員会予備委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、

委員会付託は省略して会議で議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

知事提出議案の上程(第81号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第81号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第81号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第81号を議題といたします。

第81号 監査委員の選任について

○議長(淵上陽一君) この際、議案第81号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく城下広作君の退場を求めます。

〔城下広作君退場〕

○議長（淵上陽一君） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵上陽一君） 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵上陽一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

城下広作君の入場を求めます。

〔城下広作君入場〕

知事提出議案の上程（第82号）

○議長（淵上陽一君） 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第82号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵上陽一君） 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第82号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第82号を議題といたします。

第82号 監査委員の選任について

○議長（淵上陽一君） この際、議案第82号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく河津修司君の退場を求めます。

〔河津修司君退場〕

○議長（淵上陽一君） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵上陽一君） 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第82号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵上陽一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

河津修司君の入場を求めます。

〔河津修司君入場〕

議員提出議案の上程（第1号）

○議長（淵上陽一君） 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、こ

の際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**瀧上陽一**君） 御異議なしと認めます。よつて、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号

熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月4日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作
吉 永 和 世
高 野 洋 介

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一 様

熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

熊本県政務活動費の交付に関する条例（平成21年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「次条に規定する」を「次条第1項又は第2項の規定により」に、「報告書の提出期間」を「状況の報告をすべき期間」に改める。

第12条の見出しを「（収入及び支出の状況の報告等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

地方自治法第100条第15項の規定による議長への報告は、年度ごとに、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該年度の翌年度の初日から起算して30日以内に行うものとする。

(1) 書面をもって報告をする場合 議長が定めるところにより、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額、残額その他議長が定める事項（次号において「当該年度に係る報告事項」という。）を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類の写しを提出する方法

(2) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）をもって報告をする場合 議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその報告の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、当該年度に係る報告事項を収支報告書の様式に準ずる様式により記録した電磁的記録及び当該電磁的記録に記録された政務活動費による支出に係る証拠書類に記載されている事項を記録した電磁的記録を提出する方法

第12条第2項中「かかわらず」の次に「、年度の中途において」を加え、「相続人。」を「相続人」に、「収支報告書等を、会派」を「政務活動費に係る収入及び支出の状況を、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

定める方法により、当該会派」に、「提出する」を「報告する」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に、「により提出された収支報告書等の写し」を「による報告の際提出された収支報告書その他のものの写し又は複製」に、「送付する」を「送付し、又は送信する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項又は前項の規定による報告が電磁的記録をもってされたときは、当該報告は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

第13条第1項中「ひとつの」を「一の」に改め、同条第3項中「により収支報告書等を提出した」を「による報告をした」に、「ある場合」を「あるとき」に、「収支報告書等を提出した者」を「報告をした者」に、「収支報告書等の提出期間」を「報告をすべき期間」に改める。

第14条第1項中「により提出された収支報告書等」を「による報告の際提出された収支報告書その他のものに」、「提出すべき」を「当該報告をすべき」に改め、同条第2項中「収支報告書等」を「収支報告書その他のものに」改める。

第15条中「により収支報告書等が提出された」を「による報告がされた」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○議長（**洲上陽一君**） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**洲上陽一君**） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**洲上陽一君**） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

委員会提出議案の上程（第1号）

○議長（**洲上陽一君**） 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**洲上陽一君**） 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月4日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 高 野 洋 介

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一 様

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第106条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく必要かつ合理的な配慮を行う等の必要があるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

○議長（瀧上陽一君） お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧上陽一君） 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告

はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀧上陽一君） 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（瀧上陽一君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分休憩

午後1時1分開議

○副議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長辞職の件

○副議長（内野幸喜君） 次に、お諮りいたします。

議長瀧上陽一君から議長の辞職願が提出されましたので、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内野幸喜君） 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく瀧上陽一君の退場を求めます。

〔浏上陽一君退場〕

○副議長（内野幸喜君） ただいまから、議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（波村多門君）

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により議長の職を辞任いたしたいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和6年3月4日

熊本県議会議長 浏 上 陽 一

熊本県議会副議長 殿

○副議長（内野幸喜君） お諮りいたします。

浏上陽一君の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○副議長（内野幸喜君） 起立または挙手多数と認めます。よって、浏上陽一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

浏上陽一君の入場を求めます。

〔浏上陽一君入場〕

○副議長（内野幸喜君） この際、前議長浏上陽一君から退任の御挨拶があります。

浏上陽一君。

〔浏上陽一君登壇〕

○浏上陽一君 私の辞職願を御承認賜り、誠にありがとうございました。退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月10日、第92代議長に就任して以来本日まで、大禍なく職務を全うすることができましたのは、ひとえに、内野副議長、同僚議員の皆様、議会事務局の皆様、そして、来月15日をもって県民の皆様へ惜しまれながら退任される大好きな蒲島知事並びに執行部の皆様の御協力のおかげ

と、心から感謝を申し上げます。皆様、誠にありがとうございました。

さて、私の議長就任は、新型コロナウイルスの5類移行直後ということもあり、議長としての活動は、県内一円はもとより、北海道から沖縄、そして海外まで、実に多岐にわたり、大変多忙な中にも充実した日々を過ごすことができ、誠に貴重な経験を積ませていただきました。

そのような中で、一番の話題は、先日開所式が開催され、第2工場の県内建設も発表されたJ A S Mをはじめとする半導体関連企業に関する話題でありました。

県議会においても数多く取り上げてまいりましたが、引き続き、年末の本格稼働に向けて、関係者が一丸となって、様々な課題の解決に取り組むことで、順調なスタートを切っていただき、県内全域のあらゆる分野で、よき効果を実感していただける施策を、知恵を出し合い、強力に実行していかなければなりません。

加えて、災害からの創造的復旧、復興の取組をはじめとする蒲島県政のよき流れをしっかりと受け継ぎ、新たな知事の就任後も、決して後戻りすることがないように、これまで以上に議会と執行部が両輪となって、熊本県政を前進させていかなければなりません。

2024年は、100年後の私たちの子孫の未来を決める大変重要な年になると思います。私も、議長経験者としての自覚と責任を持ち、全力で職務を遂行してまいりますので、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。

退任に当たっての御挨拶といたします。誠にありがとうございました。（拍手）

議長選挙の件

○副議長（内野幸喜君） 次に、お諮りいたしま

す。

ただいまの議長の辞職に伴い、議長の職が欠員となりましたので、この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内野幸喜君） 御異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（内野幸喜君） ただいまの出席議員数は48人であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に前田憲秀君、吉田孝平君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（内野幸喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内野幸喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（内野幸喜君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

ただいまから点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（内野幸喜君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内野幸喜君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

〔開票〕

○副議長（内野幸喜君） これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長（波村多門君）

選挙結果報告

投票総数 48票

有効投票 48票

無効投票 0票

有効投票中

山 口 裕 君 43票

西 聖 一 君 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は12.00票でございます。

○副議長（内野幸喜君） ただいまの報告のとおり山口裕君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（内野幸喜君） ただいま議長に当選されました山口裕君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。山口裕君、御承諾願います。

議長選挙投票者の氏名

星 野 愛 斗 君	高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君	亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君	杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君	斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君	南 部 隼 平 君

本 田 雄 三 君	岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君	坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君	城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君	池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君	吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君	高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君	前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君	岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君	河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君	橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君	高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君	山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君	城 下 広 作 君
西 聖 一 君	鎌 田 聡 君
淵 上 陽 一 君	坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君	池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君	松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君	岩 下 栄 一 君
前 川 収 君	内 野 幸 喜 君

○副議長(内野幸喜君) ただいまから議長の御挨拶があります。

山口裕君。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位多数の御推挙により、第93代議長に御選任いただきました。

議長という重責を担いますことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重さに、身の引き締まる思いであります。

もとより微力ではございますが、県議会が県民の皆様の負託に応えることができますよう、誠実に議会運営に当たる所存でございます。議員各位並びに蒲島知事をはじめ執行部各位におかれまし

ては、一層の御協力、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました淵上前議長の御功績と御労苦に対し、深甚なる敬意と感謝を表しまして、簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。

皆様、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

副議長辞職の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

副議長内野幸喜君から副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく内野幸喜君の退場を求めます。

〔内野幸喜君退場〕

○議長(山口裕君) ただいまから、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により副議長の職を辞任したいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和6年3月4日

熊本県議会副議長 内 野 幸 喜
熊本県議会議長 殿

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

内野幸喜君の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、内野幸喜君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

内野幸喜君の入場を求めます。

〔内野幸喜君入場〕

○議長(山口裕君) この際、前副議長内野幸喜君から退任の御挨拶があります。

内野幸喜君。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、副議長の職を辞任することにつきまして御承認をいただき、ありがとうございます。

昨年5月に第101代副議長に就任して以来、洲上前議長の補佐役として、議会運営に携わる機会を得ましたことは、私にとって大変貴重な経験となりました。

これも、議員各位の御支援並びに執行部の皆様の御協力のおかげであり、深く感謝を申し上げます。

そして、蒲島知事におかれましては、今定例会が最後の定例会となります。その御功績については皆様御承知のとおりですので、改めては触れませんが、4期16年にわたって県政のかじ取り役を担われた蒲島知事に、この場をお借りして、心からの感謝を申し上げます。知事、ありがとうございました。

今後も、蒲島県政のよき流れが滞ることのないよう、さらなる県政の発展に向けて、精いっぱい努力してまいります。

皆様方には、変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げます。退任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。(拍手)

副議長選挙の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

ただいまの副議長の辞職に伴い、副議長の職が欠員となりましたので、この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(山口裕君) ただいまの出席議員数は48人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に前田憲秀君、吉田孝平君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(山口裕君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(山口裕君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

ただいまから点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長(山口裕君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

〔開票〕

○議長(山口裕君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数 48票

有効投票 48票

無効投票 0票

有効投票中

高木健次君 40票

岩田智子君 5票

城下広作君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12.00票であります。

○議長(山口裕君) ただいまの報告のとおり高木健次君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長(山口裕君) ただいま副議長に当選されました高木健次君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。高木健次君、御承諾願います。

副議長選挙投票者の氏名

星野愛斗君 高井千歳さん

住永栄一郎君 亀田英雄君

幸村香代子君 杉嶋ミカさん

立山大二朗君 斎藤陽子さん

堤泰之君 南部隼平君

本田雄三君 岩田智子君

前田敬介君 坂梨剛昭君

荒川知章君 城戸淳君

西村尚武君 池永幸生君

竹崎和虎君 吉田孝平君

中村亮彦君 高島和男君

末松直洋君 前田憲秀君

松村秀逸君 岩本浩治君

西山宗孝君 河津修司君

楠本千秋君 橋口海平君

緒方勇二君 高木健次君

高野洋介君 内野幸喜君

岩中伸司君 城下広作君

西聖一君 鎌田聡君

渕上陽一君 坂田孝志君

溝口幸治君 池田和貴君

吉永和世君 松田三郎君

藤川隆夫君 岩下栄一君

前川收君 山口裕君

○議長(山口裕君) ただいまから副議長の御挨拶があります。

高木健次君。

〔高木健次君登壇〕

○高木健次君 副議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位多数の御推挙により、第102代副議長に御選任いただきました。身に余る光栄であり、心からお礼を申し上げます。

何分微力ではございますが、山口議長の補佐役として、県民の皆様の負託に応えることができるよう、誠心誠意その責務を全うする所存でありま

す。

議員各位並びに蒲島知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、円滑な議会運営に努めてられました洲上前議長、内野前副議長の御功績に対し、心からの敬意と感謝を表しまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。（拍手）

日程第4 常任委員の改選

○議長（山口裕君） 次に、日程第4、常任委員の改選を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、常任委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

日程第5 議会運営委員の改選

○議長（山口裕君） 次に、日程第5、議会運営委員の改選を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

特別委員辞任の件

○副議長（高木健次君） 次に、お諮りいたします。

山口裕君から海の再生及び環境対策特別委員を辞任したい旨の申出がっておりますので、この際、委員会条例第10条の2の規定により、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木健次君） 御異議なしと認めます。よって、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

山口裕君の海の再生及び環境対策特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木健次君） 御異議なしと認めます。よって、山口裕君の海の再生及び環境対策特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

常任委員辞任の件

○副議長（高木健次君） 次に、お諮りいたします。

山口裕君から、委員会条例第9条の規定により、総務常任委員を辞任したい旨の申出がっておりますので、この際、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木健次君） 御異議なしと認めます。よって、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

山口裕君の総務常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木健次君） 御異議なしと認めます。よって、山口裕君の総務常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件

○議長（山口裕君） 次に、日程第6、特別委員の所属変更及び選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各特別委員の所属変更及び選任については、委員会条例第5条第1項及び第3項の規定により、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり、それぞれ所属変更及び選任をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、各特別委員は、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり決定いたしました。

〔特別委員所属変更及び選任一覧表は付録に掲載〕

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

○議長（山口裕君） 次に、お諮りいたします。

議会選出の指定都市都道府県調整会議の構成員の辞職に伴い、地方自治法第252条の21の2第3項第6号の規定に基づき、同会議の構成員1人の選出について、知事から依頼がっておりますので、この際、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を議題といたします。

これより、同会議の構成員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同会議の構成員に山口裕を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山口裕が当選人と決定いたしました。

○議長（山口裕君） この際、常任委員、特別委員及び議会運営委員の改選等に伴い、各委員会の委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後2時12分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、議席に配付の各委員会構成一覧表のとおりであり

ます。

〔各委員会構成一覧表は付録に掲載〕

知事の挨拶

○議長（山口裕君） 次に、知事から挨拶の申出があつておりますので、この際、これを許します。

知事蒲島郁夫君。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事（蒲島郁夫君） 本定例県議会の閉会に当たり、この場をお借りして、県議会議員の皆様、そして県民の皆様にお礼の言葉を申し上げます。

思えば、県民の皆様から県政の負託をいただき、この議場で、知事就任の御挨拶を申し上げてから、はや16年の歳月が過ぎようとしています。私は、これまで、逆境の中にこそ夢があるという信念の下、知事として、常に真摯に県政運営に取り組んでまいりました。この議場においても、平成20年9月11日の川辺川ダム計画の白紙撤回表明をはじめ、数々の決断について、その思いを述べてまいりました。

県議会の皆様におかれましては、私の一つ一つの言葉に真摯に耳を傾けていただき、蒲島県政の推進において、深い御理解と多大なる御支援をいただいてまいりました。中でも、熊本地震や令和2年7月豪雨などの未曾有の大災害において、チーム熊本の力で困難に立ち向かうことができたのは、私と県議会の皆様との間に深い相互信頼があったからこそであります。

県議会の皆様におかれましては、長きにわたり、蒲島県政をしっかりと支えてくださったことに心から感謝を申し上げます。

また、これまでの16年の間、県民の皆様が私に寄せてくださった数々のお言葉は、県政に向き合う私の気持ちを常に奮い立たせてくださいました。私が県民総幸福量の最大化を県政の最大目標

に掲げ、未来への夢、希望を絶やすことなく、4期16年にわたり、県政運営を続けてこられたのも、ひとえに、県民の皆様が私に寄せてくださった深い信頼があつてこそであります。全ての県民の皆様我心から感謝を申し上げます。

本県には、今、TSMCの進出という100年に1度のビッグチャンスが訪れています。そして、世界が、熊本から始まる新生シリコンアイランド九州の実現に注目をしています。この環境変化を捉え、昨年10月に策定した新大空港構想では、空港周辺地域の新たな将来像を描いています。

空港周辺地域では、半導体関連産業のさらなる集積とテクノ・リサーチパークを拠点とした新産業の創出や学園都市の形成による人材の育成が期待されています。

また、中九州横断道路の整備、空港アクセス鉄道などインフラ整備も進んでいます。これらの取組を通じた空港機能の強化と企業集積、そして、熊本の宝である雄大な阿蘇の懷に抱かれた豊かなまちづくりの推進は、TSMCの進出効果を県内の隅々まで波及させる原動力となることを私は確信しています。

熊本には、今、そのポテンシャルを最大限に生かした地方創生の実現と九州が一体となった新生シリコンアイランド九州の実現、そして、将来にわたり日本の経済安全保障に貢献するという重大な使命が課せられています。その使命の実現に向け、いかなる逆境があろうとも、熊本県が日々の取組を着実に進めていくことは、将来の九州、そして日本を支える土台づくりに直結していると言っても過言ではありません。

私は、県庁職員を日本一の挑戦する集団だと思っています。そして、この16年間、様々な苦難に共に立ち向かい、乗り越えていただいた熊本県議会も、日本一の県議会であると存じております。

本県が、九州、そして日本を支えるという気概を胸に、本県が将来にわたりさんさんと輝き続けることを目指し、これからも、県議会と執行部が深い信頼関係の中で、県政を共に進めていただくことを私は心から期待しております。

私の任期も残り1か月余りとなりました。残り課題の解決に向けためどを確実につけ、県政の今のよき流れをさらに強く、さらに大きくし、50年、100年先の熊本の発展につなげる覚悟を新たにし、残る任期を最後の日まで全力で努めてまいります。

県議会の皆様におかれましても、新たな知事との深い相互信頼の中で、引き続き県政の発展に尽くして下さることを心から期待しております。

私にとって、本日は最後の県議会の日となります。これまで賜りました数々の御厚情には感謝の念が尽きません。

最後に、改めて、県議会の皆様と県民の皆様に対し、心からお礼の言葉を申し上げたいと思います。

皆様、これまで本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君） 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和6年2月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午後2時20分閉会

○議長（山口裕君） 本議会の閉会に当たり、議長として一言御挨拶申し上げます。

本日をもちまして2月定例会も滞りなく無事に全日程を終了することができました。これもひとえに、議員各位並びに蒲島知事をはじめとする執行部の皆様の御理解と御協力のおかげでありま

す。本定例会の運営に当たられました湧上前議長、内野前副議長、そして高木副議長共々、心から感謝申し上げます。

改めまして、本年元日に発生しました令和6年能登半島地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。熊本地震を経験した本県としましても、災害対応の経験、ノウハウを生かし、しっかりと支援を行っていく責任があると考えております。

さて、本定例会では、知事の改選期を迎えるため、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興、感染症対策など継続事業を中心とした骨格予算となる当初予算など、多くの重要な議案について審議され、いずれも原案どおり可決、承認されました。

執行部におかれましては、本会議や各委員会での議論を十分に踏まえ、しっかりと関係施策を推し進め、成果を上げていただきたいと思います。

また、先月24日に、菊陽町でJAS Mの新工場開所式が執り行われるなど、生産開始に向けた準備が行われております。

県議会としましても、この100年に1度とも言うべきビッグチャンスをしっかりと捉え、執行部と連携しながら、九州各県、そして国等とも連携しながら、半導体関連産業の集積効果を県内全域に波及させるとともに、新生シリコンアイランド九州の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

加えて、熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興をはじめ、感染症対策や地方創生への取組、水俣病対策、空港アクセス鉄道、有明海、八代海の再生など重要課題についても、全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、さらなる県政発展

のため、より一層の御尽力と御協力を心からお願い申し上げます。

そして、先ほど御挨拶いただきましたが、今定例会は、これまで4期16年にわたり、県政のかじ取りを担っていただきました蒲島知事の最後の定例会となりました。県民総幸福量の最大化に向け、県財政の再建、川辺川ダム問題に関しては、後に命と清流を守る流水型ダムを含む緑の流域治水の推進、そして水俣病問題と、いわゆる3つの困難の克服をはじめ、多くの決断をなされました。

さらには、熊本広域大水害、熊本地震、令和2年7月豪雨等の災害からの創造的復興や新型コロナウイルス感染症への対応といった幾多の逆境に立ち向かう中、さきにも述べましたとおり、J A S Mの工場建設を契機に、半導体関連企業の投資が進む100年に1度のビッグチャンスが訪れました。

このほかにも多くの御功績があります。特に、くまモンという、我々県民が今後も育てていくことができる大きな財産を残していただきました。これまでの蒲島知事の御功績をたたえ、心からの感謝の意をお伝えするとともに、これからも成長していくくまモンと熊本県の姿をしっかりと見守っていただきたいと思います。

最後に、議員各位並びに執行部の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

午後2時25分